

基本協定書

京都府（以下「甲」という。）、丹後地方商工団体連絡協議会（以下「乙」という。）、一般社団法人与謝医師会（以下「丙」という。）及び与謝野町（以下「丁」という。）並びに株式会社京都銀行（以下「戊」という。）は、京都府立看護学校の整備について、以下のとおり基本協定書を取り交わすものとする。

（目的）

第1条 本基本協定書は、甲、乙、丙及び丁並びに戊が、京都府北部地域における看護師の養成と看護職員の生涯にわたる教育拠点である京都府立看護学校の学舎及び学生寮（以下「学舎等」という。）の早期整備に向けて基本的事項を定め、相互協力の下で円滑な事業推進を図ることを目的とする。

（学舎等の整備に係る役割）

第2条 乙、丙及び丁は、学舎等の建設を目的とする法人（以下「SPC」という。）の出資者の掘り起こしをはじめ、SPCの設立及び円滑な運営がなされるよう必要な役割を果たすものとする。

2 甲は、前項により建設された学舎等の適正な価格による取得に必要な予算の確保に努めるものとする。

3 戊は、学舎等の建設資金の融資を検討するとともに、必要に応じ建設事業が円滑に進むための助言を行うものとする。なお、当該融資については甲の議会による債務負担行為の承認とSPCが作成する事業計画の妥当性を前提に、戊の行内規則に基づき必要な決裁手続による承認を経て行われる。

（学舎等の建設）

第3条 学舎等の建設に必要な土地の取得場所、取得価格及び学舎等の仕様並びに建設に係る概算額については、甲、乙及び丙並びに丁が協議したうえ、決定するものとする。

2 SPCが良質な学舎等を適正な価格で建設するために、甲、乙、丙及び丁並びに戊は事業進捗に応じて情報共有を行い、協力してSPCへの指導・助言を行うものとする。

（学舎等の引渡）

第4条 甲は、学舎等が竣工した時点で検査し、看護学校としての機能を有していることが確認できた場合は、議会の承認を受けた上で、適正な価格で、当該施設を取得するものとする。ただし、当該施設は、施工業者から直接、甲が引き渡しを受けるものとする。

（協議）

第5条 本基本協定書に定めのない事項については、第1条の目的に照らし、信義誠実の原則に基づいて甲、乙、丙及び丁並びに戊が協議した上で、定めるものとする。

以上を証するため、本基本協定書5通を作成し、甲、乙、丙及び丁並びに戊がそれぞれ署名又は記名押印し、各1通を保管するものとする。

令和 5年 7月13日

(甲) 京 都 府
知 事

西脇隆俊

(乙) 丹後地方商工団体連絡協議会
会 長

今井一雄

(丙) 一般社団法人与謝医師会
会 長

山根行雄

(丁) 与謝野町
町 長

山本藤真

(戊) 株式会社京都銀行
取締役頭取

安井幹也